

令和 8 年度

第 6 回 農業委員会総会 議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第6回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年9月10日（木）午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 14人

農業委員	9人	1番	朝倉	美絵
		3番	石井	潤一
		4番	時田	純子
		5番	山野	孝一
		6番	石井	庸一
		7番	杢丸	浩房
		8番	神澤	晶子
		9番	岡崎	博一
	会長	10番	小川	治夫

欠席委員	1人	2番	石井	宏
------	----	----	----	---

農地利用最適化推進委員	5人	1番	板橋	正弘
		2番	高梨	輝和
		3番	皆川	佳広
		4番	石井	悦史
		5番	大滝	與鷹

欠席委員	1人	6番	林	秀樹
------	----	----	---	----

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	27件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	5件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	岩佐 伸幸
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	本多 浩章
副 主 幹	吹上 裕三
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議長	ただいまより、令和8年度第6回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、議席2番の委員、議席6番の推進委員より欠席の連絡を受けております。 本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、吹上副主幹を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。 農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。 それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。

	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」今回の申請は、1 件でございます。 議案書の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和 8 年 8 月 2 5 日でございます。 申請地は原木 2 丁目で、地目は田、面積は 2 0 6 平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、離作料の代物弁済を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 2 班に付託しております。 調査結果につきましては、ご報告をお願いします。
議席 3 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 3 番の委員。
議席 3 番の委員	現地調査は、令和 8 年 8 月 2 8 日に農地調査班第 2 班と農地利用最適化推進委員で行いました。 譲受人は、主に小松菜等の露地野菜を栽培している方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 現況は、休耕地となっており、取得後は譲受人が所有する申請地の隣地と併せて耕作していくとのことです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、適正

		であると認められ、許可相当と思います。 報告は、以上でございます。 第2班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
議 長		
事 務 局		はい、議長。
議 長		はい、事務局。
事 務 局		それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 譲受人は、離作料の代物弁済を目的に所有権の移転をするものでございます。 なお、農地法第18条第6項の規定により双方による賃貸借の合意解約通知が令和8年7月に提出されております。 取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は200日であり、許可要件はすべて満たしております。 説明は、以上でございます。
議 長		事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員		なし。
議 長		「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号は、全会一致により許可することと決定いたします。 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1 件でございます。 議案書の 3 ページ、4 ページをお願いします。 申請受付日は、令和 8 年 8 月 2 1 日でございます。 申請地は大野町 4 丁目の 3 筆で、地目は田、面積は 1 , 5 6 2 平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にするものです。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 2 班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 3 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 3 番の委員。
議席 3 番の委員	現地調査は、令和 8 年 8 月 2 8 日に農地調査班第 2 班の委員で行いました。 申請地は、市川大野高等学園の東側の概ね 3 0 0 メートル

議 長 事 務 局 議 長 事 務 局	ルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留・H鋼杭等で周囲を囲み被害防除を施します。 埋め立てはせず、敷地内は整地・転圧後碎石敷きとし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は、以上でございます。 第2班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。 はい、議長。 はい、事務局。 それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 申請人は、市内に居住する個人です。 京都府に本社を置く主に運送業を営む法人から要望を受け申請されたものです。 資力及び信用についてでございますが、資力については工事費等を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。
---	---

		転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和8年10月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。
議 長		事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員		なし。
議 長		「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員		異議なし。
議 長		ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。
事 務 局 長		はい、議長。
議 長		はい、事務局長。
事 務 局 長		議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。 議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。

	(1)の申請受付日は、令和8年8月21日でございます。 申請地は堀之内4丁目で、地目は畑 面積は2,489平方メートルの内603.29平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては駐車場用地を目的に賃借権を設定するものです。 続きまして、 議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。 (2)の申請受付日は、令和8年8月21日でございます。 申請地は原木4丁目の3筆で、地目は田及び畑 面積は991平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、車両置場用地を目的に賃借権の設定をするものです。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。 調査結果につきましては、ご報告をお願いします。
議席4番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席4番の委員。
議席4番の委員	現地調査は、令和8年8月28日に農地調査班第2班の委員で行いました。 (1)の申請地は、北総鉄道北国分駅の南側の概ね450メートルに位置し、現況は農地になっておりました。 農地区分については、宅地化が進んでいる区域であり、鉄道駅から1キロメートルを超えない範囲の農地であることから第2種農地と判断します。

	転用に伴う周辺農地への影響ですが、駐車場用地の周囲に土留鋼板を設置し土砂の流出を防止します。 敷地内を碎石敷きとし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続きまして、 (2)の申請地は、二俣小学校の北側の概ね400メートルに位置し、現況は農地になっておりました。 農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。 敷地内を砂利敷きとし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は、以上でございます。 第2班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
議 長	はい、議長。
事 務 局	はい、事務局。
議 長	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。
事 務 局	(1)の譲受人は、市内で診療所を営む法人です。

	現在、医院敷地内及び当該申請地に隣接する土地を来院者用駐車場として利用していますが、来院者の増加に伴い駐車台数が足らなくなったことから申請に至ったとのこと。 資力及び信用についてでございますが、 資力については、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和8年10月1日に着工し、完了は令和8年10月14日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。 続きまして、 (2)の譲受人は、神奈川県横浜市に本店を置き主に運送事業を営む法人です。 事業拡大に伴う車両置場を探していたところ、申請地を借りる事ができる事となったことから申請に至ったとのこと。 資力及び信用についてでございますが、資力については、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、隣接地に農地はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は令和8年10月15日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認
--	--

		められるものと思われます。
		説明は、以上でございます。
議	長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 議案第３号につきましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議	長	私からよろしいでしょうか (２)の申請地を車両置場にすることで近隣から苦情等はなかったのでしょうか。
事 務 局		特に苦情等はございませんでした。
議	長	他にございませんか。
各 委 員		なし。
議	長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、(１)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員		異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第３号(１)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、(２)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号（2）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、今回の申請は、1 件でございます。 議案書の 9 ページをお願いいたします。 令和 8 年 8 月 1 4 日付けで、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものです。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 4 班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 8 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 8 番の委員。
議席 8 番の委員	議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和 8 年 8 月 2 7 日に第 4 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。

	申請地は、市川市立柏井小学校の東側に位置した畑、2筆で、合計は、2筆1, 499平方メートルです。 主に申出人の母が農業に従事していましたが、令和8年3月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。 死亡した者の農業従事日数は、年間300日です。農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 報告は、以上でございます。
議 長	第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。お諮りいたします。 議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により証明することと、決定いたします。
事 務 局 長	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。
議 長	はい、議長。 はい、事務局長。

事 務 局 長	議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」 ご説明いたします。 議案書の 11 ページお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、令和 8 年 7 月 28 日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、稲越一丁目、二丁目の 2 筆で、面積は 1,348 平方メートルです。 地目は「畑、山林」で、現況は「樹園地及び露地畑」でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和 8 年 1 月 3 日です。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 4 班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 7 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 7 番の委員。
議席 7 番の委員	議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」 調査報告をいたします。 現地調査は、令和 8 年 8 月 27 日に第 4 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人夫婦と相続人の 3 名で農業に従事していました。 特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。 特例農地の状況ですが、市川市立稲越小学校の東側に位置した 2 筆、面積は 1,348 平方メートルです。いずれも適正に肥培管理されておりました。 調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。

議 長	報告は、以上でございます。
各 委 員	第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議 長	なし。
各 委 員	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
議 長	異議なし
各 委 員	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。
議 長	以上で、議案の審議は終了いたしました。
事 務 局 次 長	次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、事務局より、報告いたします。
議 長	はい、議長。
事 務 局 次 長	はい、事務局次長。
議 長	「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において専決しましたので、報告いたします。
事 務 局 次 長	議案書の13ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和8年8月3日から8月31日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は15件、1

	7筆、4, 232. 11平方メートル、第5条の届出は12件、20筆、9, 452. 13平方メートルで、第4条と第5条の合計は27件、37筆、転用面積は13, 684. 24平方メートルでございます。 なお、詳細につきましては、14ページから19ページまでに記載のとおりです。 報告は、以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長	「地目変更登記に係る回答について」、1件、報告いたします。 議案書の21ページをお願いいたします。 令和8年7月24日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。 土地の所在は欠真間の3筆、合計面積は507. 33平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。 本件に係る転用届出申請等はされておられません。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和8年8月17日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。 なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。 報告は、以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

事 務 局 次 長	次に、報告第 3 号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より、報告いたします。 「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。 議案書の 23 ページ、24 ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。 令和 8 年 7 月 23 日から令和 8 年 8 月 19 日までの間に申請がありました 5 件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。
議 長	報告は、以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和 8 年度第 6 回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 小 川 治 夫

委 員 山 野 孝 一

委 員 石 井 庸 一
